



# しぶや青色

平成27年7月号 第533号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp/>

## ★ 8、9月のイベント情報 ★

### === 「融資個別相談会」開催のご案内 ===

近々に融資を受けようとしておられる方、また融資について種々の相談をされたい方は、ぜひこの機会にお気軽にご来所下さい。日本政策金融公庫の担当の方が対応いたします。

- <日 時> 9月2日(水) 午後1時00分～4時30分  
※予約制……お一人につき40分の予定です
- <場 所> (一社)渋谷青色申告会館
- <相談内容> 事業ローン・経営多角化ローン・教育ローン
- <費 用> 無 料

※参考のため、過去2年間分の申告書・決算書、また設備資金の場合は「見積書」等をご持参下さい。

～ 青年部主催 挑戦してみよう！はじめてのパソコン会計 ～

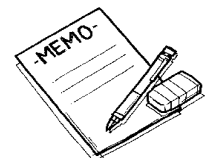
### ◆ 会計ソフトで楽々複式簿記 弥生会計パソコン教室 ◆

7・8・9月の「弥生会計パソコン教室」は会場の都合でお休みです。  
事務局にて個別対応いたします。お電話のうえお越しください。

### ◆◇ 8月の税務相談日 ◇◇

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい。

- <日 時> 8月19日(水) 午前10時～午後4時
- <場 所> (一社)渋谷青色申告会館
- <費 用> 無 料 (お一人約1時間を予定)



★ お申込み、お問合せは事務局まで TEL : 03 (3463) 7043 URL : <http://www.428aoiro.jp/>

# 青色申告会の会員サービス！

青色申告会員ならではの会員サービスをご用意しております。詳しくは、事務局にお問い合わせください。

## 1. マジックキングダムクラブ

東京ディズニーリゾートでパスポート購入割引等の特典があります。お子さん・お孫さんも大喜び間違いなし！

利用してね♪

## 2. ラフォーレ倶楽部の施設利用

全国13カ所あるラフォーレ施設を会員料金で利用できます。リゾート気分を味わいませんか？

## 3. 日本旅行会員割引

企画旅行（国内・海外）が7%割引になります。

## 4. 三井生命保険の割引

個人で加入している三井生命の保険料が割引になります。  
※一定の条件が必要です。割引率は契約内容により異なります。



## 5. アフラックのがん保険

CMでおなじみの「アフラックのがん保険」。団体割引になるのでお財布にもやさしい！

東京都

**国民年金基金**は基礎年金に上乗せする公的な年金制度です。

～ 早めのご加入をお勧めいたします・お問い合わせは事務局まで～

自営業者などの方にも「上積み年金」を準備し、豊かな老後を送ることができるようにするのが国民年金基金です。国民年金基金に加入すると、税金が軽減され大変有利です。

税金がけ得

基本は  
終身年金

加入時に  
年金額がわかる

万一の時には  
遺族一時金

掛金が  
変更出来る

>>>どんな人が加入できるの？<<<<

- ◇ 国民年金の第1号被保険者（自営業・自由業者及び学生などの方）で、国民年金保険料を納めている方
- ◇ 東京都内に住民票がある方
- ◇ 20歳以上65歳未満の方※  
※平成26年4月から法定免除の方（障害基礎年金を受給されている方等）が年金事務所に申し出て国民年金保険料の納付の申出をした期間は加入することができるようになりました。  
※平成25年4月から国民年金基金に任意加入されている60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入できるようになりました（日本国内に住所を有する方に限られます）。



国民年金基金のホームページから将来受け取る年金額のシュミレーションが出来ます

<http://www.npfa.or.jp>

## 渋谷都税事務所移転のお知らせ

東京都渋谷都税事務所が移転しますので、お知らせいたします。

移転先(仮庁舎) 〒150-6007 渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー7階  
電話 03-5420-1621(代)

業務開始日 平成27年9月24日(木)

現庁舎での業務は、平成27年9月18日(金)で終了します。

※移転後の仮庁舎は、区役所仮庁舎と同じ建物ではありませんのでご注意ください。

【お問い合わせ先】渋谷都税事務所 総務課 03-3463-4311(代)

### 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

#### <減免の対象① 耐震化のための建替え>

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成27年12月31日までの間に新築された住宅

耐震化のための建替えを行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- (1) 新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- (2) 建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること
- (3) 建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること
- (4) 新築された日の属する年の翌年の1月1日(1月1日新築の場合は、同日)において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と同一の者が所有する住宅であること
- (5) 新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること
- (6) 新築された年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末までに減免申請すること

#### <減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を**全額減免**(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

#### <減免の対象② 耐震化のための改修>

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成27年12月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の改修工事を行った住宅

一定の改修工事を行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- (1) 耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- (2) 耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること
- (3) 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること
- (4) 耐震改修工事が完了した日から3ヶ月以内に減免申請すること

#### <減免される期間・税額>

改修完了日の翌年度分(1月1日完了の場合はその年度分)から一定期間について耐震減額適用後、固定資産税・都市計画税を**全額減免**(居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで)

#### <減免を受けるための手続き>



①の場合には「固定資産税減免申請書」、②の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】渋谷都税事務所 固定資産税課 固定資産税係  
電話 03-3463-4311(代)